

令和8年度狩猟免許試験のご案内

愛知県環境局環境政策部自然環境課

＜重要＞

台風等の自然災害等により、やむを得ず試験日等を変更することがあります。その場合は、右記二次元コードリンク先のウェブページで、当日の午前7時までにお知らせします。



1 試験日及び場所等

開催回	試験日	場所	免許申請書の受付期間(※)
第1回	令和8年8月9日(日)	刈谷市産業振興センター 刈谷市相生町1-1-6	令和8年6月5日(金)から 令和8年6月19日(金)まで
第2回	令和9年2月20日(土)		令和8年12月7日(月)から 令和9年1月4日(月)まで

注1) 窓口における申請書の受付時間は、平日の午前8時45分から午後5時30分までです(窓口で申請を行う場合は午後5時15分までにご来庁ください。)

注2) 申請書を郵送で提出する場合、消印が申請書の受付期間末日のものまで受理します。

注3) 試験の開始時刻は、受験票交付時に通知します。

※免許申請の前に必ず下記2の事前申請を行ってください。

2 事前申請

令和8年度に実施する狩猟免許試験については、各回の受験予定定員を300名として実施します。

このため、**先着順による事前申請を行い、当該事前申請が受理された方について、狩猟免許申請書を受け付けます。事前申請は「あいち電子申請・届出システム※」から行ってください。**

事前申請の受付期間は、下表のとおりですが、申請者数が定員に達した時点で自動的に受付を終了します。受付期間内であっても申請ができなくなる場合がありますので、受験を希望される方は、早めにお申し込みください。

※右上の二次元コードリンク先ページ内に事前申請ページのリンクを掲載します。

開催回	事前申請の受付期間	定員
第1回	令和8年5月7日(木)から 令和8年5月21日(木)まで	300名 (先着順)
第2回	令和8年11月2日(月)から 令和8年11月16日(月)まで	300名 (先着順)

3 受験対象者

愛知県に住所を有する者で網猟、わな猟免許受験者については18歳以上の者、第一種銃猟、第二種銃猟免許受験者については20歳以上の者(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)第40条第2号から第6号の規定に該当する者を除く。)

4 狩猟免許試験の種類

網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種類です。

5 試験の内容

(1) 初心者

狩猟について必要な適性(視力・聴力・運動能力)、知識(法令・猟具・鳥獣・鳥獣の保護管理)及び技能(猟具・鳥獣判別・距離の目測)に係る事項について実施します。

(2) 一部免除者

既に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の有効期間内に、当該狩猟免許の種類以外の種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受けようとする者については、狩猟について必要な適性(視力・聴力・運動能力)及び知識(猟具)並びに技能(猟具・鳥獣判別・距離の目測)に係る事項について実施します。

※1 距離の目測については、第一種銃猟免許試験及び第二種銃猟免許試験のみ実施します。

※2 適性試験及び知識試験を技能試験の前に行い、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、技能試験は行いません。

6 狩猟免許申請書の配布場所

ウェブページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/shuryoumenkyoshiken.html>) でダウンロードいただけます。

また、愛知県環境局環境政策部自然環境課又は東三河総局及び各県民事務所の環境保全課で配布しているほか、申請書の郵送を希望する場合は、「住所・氏名及び狩猟免許申請書返送希望である旨を記載し、電話番号を記載したメモを添えて、140 円分の郵便切手を貼付した角形2号の返信用封筒」を6の提出先に送付してください。

7 狩猟免許申請書の提出先

申請者の住所地を所管する東三河総局又は県民事務所の環境保全課（名古屋市内に住所を有する者にあつては、愛知県環境局環境政策部自然環境課。）。申請書を郵送する場合は郵送する封筒の表面に「狩猟免許試験申請書在中」と記載してください。郵送中の申請書類紛失リスクを踏まえ、簡易書留での郵送を推奨します。また、愛知県収入証紙の貼り忘れや記載漏れ等不備がある場合、同封いただいたレターパックにより申請書類を返送し、再提出を依頼させていただく可能性があるほか、郵送時に貼付された切手が不足する場合は受理できませんので、発送前によくご確認のうえ、発送してください。

8 狩猟免許申請に必要な書類等

＜受験を希望される狩猟免許の種類にかかわらず（1）～（5）の書類が必要です＞

(1) 狩猟免許申請書	指定の用紙にかい書で明瞭に記載してください。複数の種類の免許申請を行う場合は同一の用紙に記入してください。
(2) 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1部 又は 医師の診断書 1部	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、 <u>その許可証の写し。</u> 上記の許可証を所持しない者は、法第40条第2号から第4号に該当しない旨の <u>医師の診断書</u> （申請前6ヶ月以内に作成されたものに限る。）。
(3) 写真 1枚	申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを提出してください。
(4) レターパックライト	試験結果通知及び狩猟免状の送付に使用しますので、住所及び氏名を誤りのないよう記載してください。
(5) 狩猟免許申請手数料	試験の一部免除者 3,900円（1種類につき） その他の者 5,200円（"） 上記金額相当の <u>愛知県収入証紙を所定欄に貼って納付</u> してください。 ※手数料は、愛知県手数料条例（平成12年条例第20号）の規定により取扱います。

9 受験票の交付

愛知県環境局環境政策部自然環境課から、試験日の1週間前までに到着するよう送付します。受験票の発送は6のウェブページでもお知らせします。

10 試験結果通知及び狩猟免状の交付

受験者には、試験終了後おおむね2週間を目途に、あらかじめ提出いただいたレターパックにより試験結果通知を送付します。

なお、合格者には、試験結果通知に併せて、狩猟免状を郵送します。

11 知識試験及び技能試験の得点

愛知県個人情報保護条例に基づき、合格発表の日から1か月の間、愛知県環境局環境政策部自然環境課において口頭による開示請求ができます（ただし、電話での問い合わせは不可。）。

<問合せ先及び申請書提出先>

所 属	郵便番号 電話番号 住 所	所 管 市 町 村
自然環境課（愛知県庁西庁舎） 野生生物・鳥獣グループ	〒460-8501 TEL052-954-6230 名古屋市中区三の丸 3-1-2	名古屋市
東三河総局 県民環境部 環境保全課	〒440-8515 TEL0532-35-6113 豊橋市八町通 5-4	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
新城設楽振興事務所 環境保全課	〒441-1365 TEL0536-23-2117 新城市字石名号 20-1	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 環境保全課	〒460-8512 TEL052-961-7254 052-961-7255 名古屋市中区三の丸 2-6-1	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、 岩倉市、豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、 扶桑町
海部県民事務所 環境保全課	〒496-8531 TEL0567-24-2131 津島市西柳原町 1-14	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江 町、飛島村
知多県民事務所 環境保全課	〒475-8501 TEL0569-21-8111 半田市出口町 1-36	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久 比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 環境保全課	〒444-8551 TEL0564-27-2875 岡崎市明大寺本町 1-4	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立 市、高浜市、幸田町
豊田加茂環境保全課	〒471-8503 TEL0565-32-7494 豊田市元城町 4-45	豊田市、みよし市

